

# 「くまなびの日」実施要項

熊本県立小国支援学校

この要項は、本校の「くまなびの日」の実施に当たり、必要な事項を定めたものです。  
この要項の始期は、令和6年（2024年）5月1日からとします。

## 1 趣旨

教育の出発点である家庭において、子供一人一人の個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、可能性を広げることができるよう、子供と家族と一緒に休める環境を整備します。

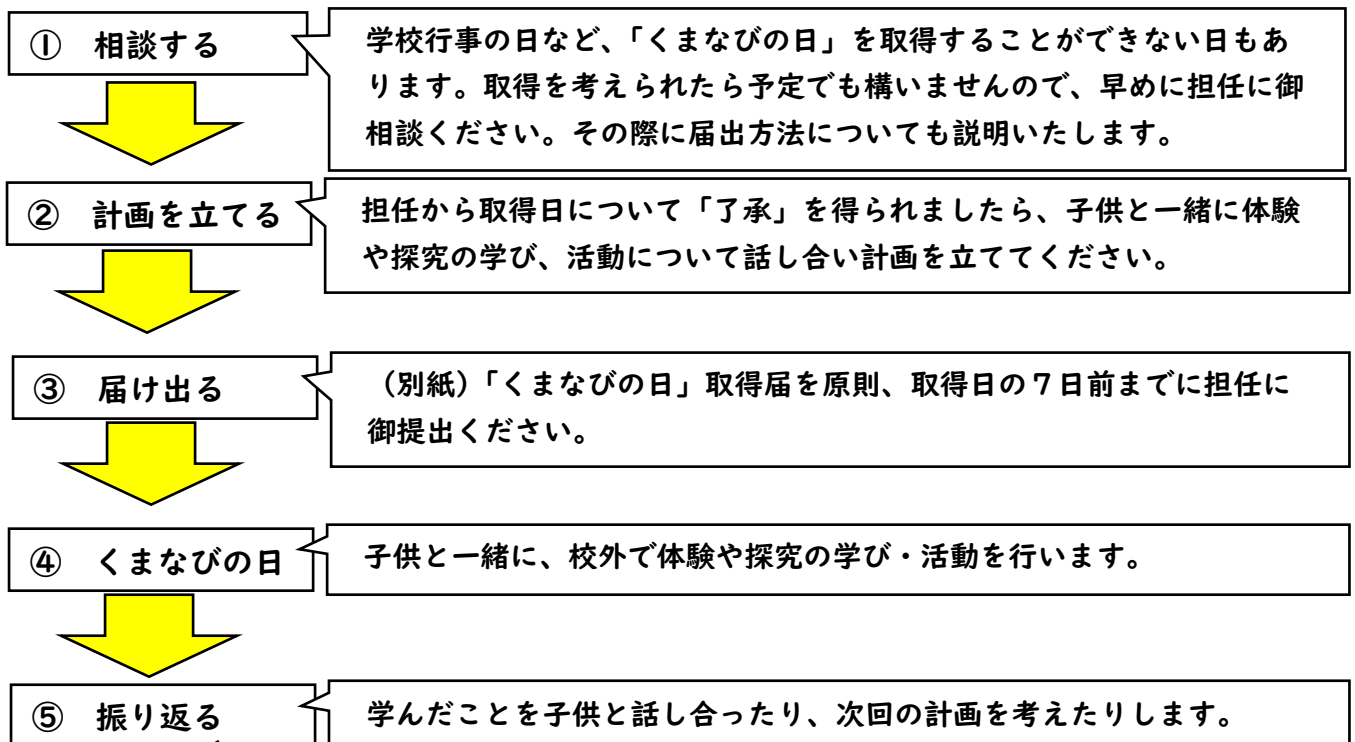
## 2 内容

子供が、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動を行うとき、欠席日数に含めないものとして取り扱います（教育上特に必要で、校長が出席しなくてもよいと認める場合として取り扱います）。なお、「くまなびの日」を取得した日の学習内容の補習については、自習での対応となります。

## 3 取得日数

各年度3日以内（3日連続の取得も可能）

## 4 「くまなびの日」活用（届出）の流れ



子供一人一人の個性や能力に応じた多様な学びの確立へ